

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	公 告
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障害者支援課) 927	○一般競争入札の実施 (入札課) 965
	○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (山城広域振興局) 968
告 示	○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課、山城北土木事務所) 〃
○個人府民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (税務課) 963	○一般競争入札の実施 (流域下水道事務所) 〃
○公共測量の終了 (用地課) 〃	
○道路の区域変更 (乙訓土木事務所、南丹土木事務所) 〃	監 査 委 員
○道路の供用開始 (〃) 964	○監査結果の公表 972
○土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除 (砂防課) 965	

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第49号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和30年京都府規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「第23条第2項」を「第22条第2項」に、「精神保健鑑定及び保護申請書」を「精神保健指定医診察及び保護申請書」に改める。

第3条を次のように改める。

（知事による入院措置）

第3条 知事は、法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定により精神障害者の入院措置を採るときは、法第29条第3項（法第29条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する書面を当該精神障害者及びその家族等に交付して行うものとする。この場合において、事態窮迫のため当該入院措置を採る際に当該交付ができなかつたときにおける当該書面の交付は、入院後に行うことで足りる。

2 前項の場合において、法第29条第3項（法第29条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する家族等（以下この項において「通知対象家族等」という。）があるときは、前項の規定により同項の書面の交付を受ける家族等には、通知対象家族等が含まれるものとする。

3 第1項の規定により同項の書面を交付したときは、精神障害者を入院させる病院の管理者及び当該書面の交付の際の当該精神障害者の所在地を所管する保健所（次条第2項及び第8条第2項において「所管保健所」という。）の長にその旨を通知するものとする。

第3条の2第1項中「第29条の4」を「第29条の4第1項」に、「精神障害者の」を「措置入院者の」に、「精神障害者に交付する」を「措置入院者及びその家族等に交付して行うものとする」に改め、同条第2項中「よつて」を「より」に、

「保護者、所管保健所の長及び当該精神障害者の入院している病院の管理者」を「当該措置入院者を入院させている病院の管理者及び所管保健所の長」に改める。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

法第33条第 9 項の規定による届出は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に掲げる様式により行うものとする。

(1) 法第33条第 1 項、第 2 項又は第 3 項後段の規定による入院措置を採った場合 医療保護入院者の入院届（別記第 4 号様式）

(2) 法第33条第 6 項の規定による入院の期間の更新をした場合 医療保護入院期間更新届（別記第 5 号様式）

第 5 条第 3 項中「第33条の 4 第 5 項」を「第33条の 6 第 5 項」に、「（別記第 7 号様式）」を「（別記第 9 号様式）」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「（別記第 6 号様式）」を「（別記第 8 号様式）」に改め、同条中同項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第33条第 9 項に規定する同意書は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によるものとする。

(1) 法第33条第 1 項、第 2 項又は第 3 項後段の規定による入院措置を採ろうとする場合 医療保護入院同意書（別記第 6 号様式）

(2) 法第33条第 6 項の規定による入院の期間の更新をしようとする場合 医療保護入院期間の更新に関する同意書（別記第 7 号様式）

第 5 条の 2 第 1 項中「（別記第 8 号様式）」を「（別記第10号様式）」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「報告は」を「報告（次項において「定期報告」という。）は」に、「（別記第10号様式）」を「（別記第11号様式）」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「前項の報告は、法第38条の 2 第 3 項」を「定期報告は、法第38条の 2 第 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 5 条の 3 中「（別記第11号様式）」を「（別記第12号様式）」に改め、同条ただし書中「限りでは」を「限りで」に改める。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定により退院命令書を交付したときは、当該退院命令書に係る入院中の精神障害者及びその家族等並びに所管保健所（当該所管保健所が当該病院を所管する保健所でないときは、当該所管保健所及び当該病院を所管する保健所）の長にその旨を通知するものとする。

第 6 条第 4 項中「、保護者及びこれらの代理人」を「及びその家族等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「又は第38条の 7 第 1 項」を「、第38条の 7 第 1 項又は第40条の 6 第 1 項」に改め、同条中同項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の「所管保健所」とは、当該入院中の精神障害者が措置入院者であるときは第 3 条第 3 項に規定する所管保健所を、当該入院中の精神障害者が措置入院者以外の者であるときはその者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地）を所管する保健所をいう。

第 7 条中「（別記第12号様式）」を「（別記第13号様式）」に改める。

第 8 条第 1 項中「（別記第13号様式）」を「（別記第14号様式）」に改める。

第 8 条の 2 第 1 項を次のように改める。

法第45条第 1 項の規定による申請、同条第 4 項の認定に係る申請、令第 7 条第 4 項の規定による届出及び令第 9 条第 1 項の規定による申請は、障害者手帳交付申請（届出）書（別記第15号様式）により行うものとする。

第 8 条の 2 第 2 項中「第23条第 1 号」を「第23条第 2 項第 1 号」に、「（別記第15号様式）」を「（別記第16号様式）」によるものに改め、同条第 3 項中「精神障害者保健福祉手帳返還届（別記第16号様式）」を「障害者手帳返還届（別記第17号様式）」に改め、同条第 4 項中「精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届・再交付申請書（別記第17号様式）」を「障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書（別記第18号様式）」に改める。

第 9 条の見出し中「保護者」を「家族等」に改め、同条中「事故が発生したときは、遅滞なく保護者」を「場合には、直ちに入院者の家族等」に改め、各号を次のように改める。

(1) 入院者が重態となり、又は死亡したとき。

(2) 入院者が重傷を負ったとき。

(3) 入院者が無断で退去し、又は行方不明になったとき。

(4) その他精神科病院の管理者が必要と認めるとき。

別記第 1 号様式から別記第10号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 1 条の 2 関係）

精神保健指定医診察及び保護申請書	
年 月 日	
京都府知事 様	
申 請 者 住 氏 所 生 年 月 日 名 日	
次のとおり精神保健指定医の診察及び必要な保護を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条第 1 項の規定により申請します。	
本 人 〔精神障害又はその疑いのある者〕	住 所 氏 名 (男・女) 年 月 日生 (満 歳) 居住地又は現在地
保 護 義 務 者 〔家族等又は現に保護の任に当たっている者〕	住 所 氏 名 年 月 日生 (満 歳) 本人との続柄
症 状 の 概 要	

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人申請（法第22条） iii 検察官通報（法第24条） v 矯正施設長通報（法第26条） vii 医療観察法対象者〔指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報〕（法第26条の3） viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察（法第27条第2項）	ii 警察官通報（法第23条） iv 保護観察所長通報（法第25条） vi 精神科病院管理者届出（法第26条の2）		
申請等の添付資料	i あ り ii な し			
被 診 察 者 （精神障害者）	フリガナ		生年月日	年 月 日生 (満 歳)
	氏 名	(男・女)		
	住 所	都道 府県 市区 町村 区		
	職 業			
病 名	1 主たる精神障害		2 従たる精神障害	3 身体合併症
	ICD カテゴリー ()		ICD カテゴリー ()	
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、 精神科受診歴等 を記載してくだ さい。〕	(陳述者氏名 続柄)			
初回入院期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (入院形態)			
前回入院期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (入院形態)			
初回から前回までの 入院回数	計 回			
重大な問題行動（Aはこれまでに発生が認められた、Bは今後発生するおそれのある問題行動）			現在の精神症状、その他重要な症状、問題行動等、現在の状態像	
1 殺人 2 放火 3 強盗 4 不同意性交等 5 不同意わいせつ 6 傷害 7 暴行 8 恐喝 9 脅迫 10 窃盗 11 器物損壊 12 弄火又は失火 13 家宅侵入	A A A A A A A A A A A A A	B B B B B B B B B B B B B	<現在の精神症状> I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害） III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()	
14 詐欺等の経済的 な問題行動 15 自殺企図	A A	B B		

16 自傷 17 その他 ()	A A	B B	VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 () <その他重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 () <問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 () <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁 ^{そう} 状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
診 察 時 の 特 記 事 項			
医 学 的 総 合 判 断 I 要措置 II 措置不要			
以上のとおり診断する。 精神保健指定医氏名 署名 年 月 日 (指定医番号:)			

(行政庁における記載欄)	
診察に立ち会った者 (親権者、配偶者等)	氏名 (男・女) 続柄又は職業 年齢 歳
診 察 場 所	
診 察 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
職 員 氏 名	
行 政 庁 の 措 置	
行 政 庁 メ モ	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所及び他の病院での受診歴についても聴取して記載してください。
- 2 平成20年3月31日以前に神経科と広告していた診療科における受診歴も精神科受診歴等を含めて記載してください。
- 3 初回入院期間及び前回入院期間の欄は、他の病院での入院歴・入院形態についても聴取して記載してください。
- 4 重大な問題行動の欄のAにはこれまでに発生が認められた問題行動を、Bには今後発生するおそれのある問題行動を記載しています。該当する全ての算用数字及びアルファベットを○で囲んでください。
- 5 現在の精神症状、その他重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に発生が認められたものについて、主として最近のそれに重点を置いて記載してください。
- 6 診察時の特記事項の欄は、被診者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載してください。
- 7 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名してください。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲んでください。

第 3 号様式（第 3 条の 3 関係）

措置入院者の症状消退届

年 月 日

京都府知事 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

次のとおり措置入院者について措置症状が消退したと認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の5の規定により届け出ます。

措 置 入 院 者	フリガナ				生年 月 日	年 月 日 生 (満 歳)
	氏 名	(男・女)				
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
措 置 年 月 日	年 月 日					
病 名	1 主たる精神障害		2 従たる精神障害		3 身体合併症	
	ICD カテゴリー ()		ICD カテゴリー ()			
入院以降の病状又は状態像 の経過 〔措置症状消退と関連し て記載してください。〕						
措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名	署名					
措置解除後の処置に関する 意 見	1 入院継続（任意入院・医療保護入院・他科） 2 通院医療 3 転医 4 死亡 5 その他 ()					
退 院 後 の 帰 住 先	1 自宅（i 家族と同居 ii 単身） 2 施設 3 その他 ()					
帰 住 先 の 住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区			
訪 問 支 援 等 に 関 す る 意 見						
障害福祉サービス等の活用 に 関 す る 意 見						
主 治 医 氏 名						

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 太線内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載してください。
- 2 措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名してください。
- 3 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲んでください。

第 4 号様式（第 5 条関係）

1 医療保護入院者の入院届

年 月 日

京都府知事 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

次のとおり医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医 療 保 護 入 院 者	フリガナ			生年 月 日	年 月 日生 (満 歳)
	氏 名	(男・女)			
	住 所	都 道 府 県	郡市 区	町村 区	
家 族 等 の 同 意 に よ り 入 院 し た 年 月 日	年 月 日	今 回 の 入 院 年 月 日	年 月 日		
今 回 の 医 療 保 護 入 院 の 入 院 期 間	年 月 日 まで	入 院 形 態			
法 第 34 条 の 規 定 に よ る 移 送 の 有 無	あり なし				
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症		
生 活 歴 及 び 現 病 歴	(推定発病年月、精神科受診歴等を記載してください。) (特定医師の診察により入院した場合は、特定医師の採った措置の妥当性について記載してください。)				
	(陳述者氏名 続柄)				
初 回 入 院 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (入院形態)				
前 回 入 院 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (入院形態)				
初 回 から 前 回 までの 入 院 回 数	計 回				

<現在の精神症状> <その他重要な症状> <問題行動等> <現在の状態像>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 () 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 () 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 () 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載してください。)	病棟 (閉鎖・開放) / 処遇 (閉鎖・開放) 入院見込み期間: 今後の治療方針:
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	署名
選任された退院後生活環境相談員の氏名	

同意をした家族等	氏 名	(男・女)	続柄	生 年 月 日	年 月 日生
		(男・女)	続柄		年 月 日生
	住 所	都 道 府 県	郡 市 区	町 村 区	
		都 道 府 県	郡 市 区	町 村 区	
	1 配偶者 2 父母（親権者で ある・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日） 8 市町村長				

審 査 会 意 見	
京 都 府 の 措 置	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 太線内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載してください。ただし、法第34条の規定による移送が行われた場合は、この欄は記載する必要はありません。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載してください。（特定医師の診察により入院する場合は、「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載してください。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載してください。
- 3 今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から3月を上限とした年月日を記載してください。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所及び他の病院での受診歴についても聴取して記載してください。
- 5 平成20年3月31日以前に神経科と広告していた診療科における受診歴を精神科受診歴等を含めて記載してください。
- 6 初回入院期間及び前回入院期間の欄は、他の病院での入院歴・入院形態についても聴取して記載してください。
- 7 現在の精神症状、その他重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に発生が認められたものについて、主として最近のそれに重点を置いて記載してください。
- 8 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名してください。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親である場合は、原則としてその双方の氏名を記載してください。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親であつてその住所が異なる場合は、その双方の住所を記載してください。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲んでください。

2 特定医師による医療保護入院者(法第33条第1項・第3項)の入院届及び記録

年 月 日

京都府知事 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

次のとおり特定医師の診察の結果、医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医 療 保 護 入 院 者	フリガナ			生年 月 日	年 月 日生 (満 歳)
	氏 名	(男・女)			
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
家 族 等 の 同 意 に よ り 入 院 し た 年 月 日	年 月 日 (午前・午後 時)	今 回 の 入 院 年 月 日		年 月 日	
		入 院 形 態			
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()		2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()		3 身体合併症
生 活 歴 及 び 現 病 歴 〔推定発病年月、精神科受診歴 等を記載してください。〕					
	(陳述者氏名 続柄)				
初 回 入 院 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (入院形態)				
前 回 入 院 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (入院形態)				
初 回 か ら 前 回 ま で の 入 院 回 数	計 回				

938

同 意 を し た 家 族 等	氏 名		続柄	生 年 月 日	年 月 日生
		(男・女)			
	住 所		続柄		年 月 日生
		(男・女)			
		都 道 府 県	郡 市 区	町 村 区	
		都 道 府 県	郡 市 区	町 村 区	
1 配偶者 2 父母（親権者で ある・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日） 8 市町村長					

事 後 審 査 委 員 会 意 見	
-------------------	--

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 太線内は、特定医師の診察に基づいて記載してください。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載してください。（特定医師の診察により入院する場合は、「第33条の6第2項入院」と記載してください。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載してください。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所及び他の病院での受診歴についても聴取して記載してください。
- 4 平成20年3月31日以前に神経科と広告していた診療科における受診歴を精神科受診歴等を含めて記載してください。
- 5 初回入院期間及び前回入院期間の欄は、他の病院での入院歴・入院形態についても聴取して記載してください。
- 6 現在の精神症状、その他重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に発生が認められたものについて、主として最近のそれに重点を置いて記載してください。
- 7 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名してください。
- 8 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名してください。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親である場合は、原則としてその双方の氏名を記載してください。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親であつてその住所が異なる場合は、その双方の住所を記載してください。
- 11 事後審査委員会意見の欄は、知事への届出時点では記載する必要はありませんが、この書類を院内で記録として保存する際には、記載してください。
- 12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲んでください。

第 5 号様式（第 5 条関係）

医療保護入院者の入院期間更新届

年 月 日

京都府知事 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

次のとおり医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 9 項の規定により届け出ます。

医 療 保 護 入 院 者	フリガナ		生年月日	年 月 日生 (満 歳)		
	氏名	(男・女)				
	住所	都道府県	都市区	町村区		
医 療 保 護 入 院 年 月 日 (法第 33 条第 1 項・第 2 項の 規 定 に よ る 入 院)	年 月 日	今 回 の 入 院 年 月 日				
		入 院 形 態				
入 院 届 又 は 前回の入院期間更新届での 入 院 期 間	～ 年 月 日 年 月 日	本更新後の 入 院 期 間		年 月 日まで		
病 名	1 主たる精神障害		2 従たる精神障害			
	ICD カテゴリー ()		ICD カテゴリー ()			
入院又は前回更新日からの 治療の内容と、その結果 (更新前の入院期間に係る病 状又は状態像の経過の概要)	病棟 (閉鎖・開放) / 処遇 (閉鎖・開放)					
外 泊 の 実 績	1 不定期 2 定期的 (i 月単位 ii 数箇月単位 iii 盆や正月) 3 なし					
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向					
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()					

＜その他重要な症状＞	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()					
＜問題行動等＞	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()					
＜現在の状態像＞	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁 ^{そう} 状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状 10 その他 ()					
医療保護入院の必要性 患者自身の病気に対する理解 の程度を含め、任意入院が行 われる状態にないと判断した 理由について記載してくださ い。						
今後の治療方針（患者本人の 病識や治療への意欲を得る ための取組等を含む。）						
本更新に係る診察の年月日	年 月 日					
更新が必要と診断した 精神保健指定医氏名	署名					
退院に向けた取組の状況 （選任された退院後生活環境 相談員との相談状況、地域 援助事業者の紹介状況、医療 保護入院者退院後支援委員会 での審議内容等について）	医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日 (年 月 日)					
今回の更新の直前の入院又は 更新に同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生	
		(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生	
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
		都道 府県	郡市 区	町村 区		
1 配偶者 2 父母（親権者で ある・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日） 8 市町村長						
今回の更新に同意をした家 族等 （上記の家族等と同じ場合は 記 載 不 要 ）	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生	
		(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生	
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
		都道 府県	郡市 区	町村 区		
1 配偶者 2 父母（親権者で ある・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日） 8 市町村長						
法第 33 条第 8 項の規定により 家族等の同意を得たものと みなした場合は、その旨等	☐ 法第 33 条第 8 項の規定により、家族等の同意を得たものとみなした。					
	家族等へ通知を発した日 年 月 日 家族等に示した回答期限 年 月 日 (回答期限は、通知を発した日から2週間を経過した日であることに留意)					
	通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件） 年 月 日（ ☐ 面会 ☐ 電話 ☐ その他 ()） 年 月 日（ ☐ 面会 ☐ 電話 ☐ その他 ()）					

審 査 会 意 見	
都 道 府 県 の 措 置	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 太線内は、今回の更新に当たって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載してください。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載してください（特定医師の診察により入院する場合は、「第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「第 33 条の 6 第 2 項入院」と記載してください。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載してください。
- 3 本更新後の入院期間の欄は、医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から 6 月を経過するまでの間は 3 月、入院から 6 月を経過した後は 6 月を上限とした期限を定めて記載してください。
- 4 現在の精神症状、その他重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に発生が認められたものについて、主として最近のそれに重点を置いて記載してください。
- 5 更新が必要と診断した精神保健指定医の氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名してください。
- 6 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新に当たって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載してください。また、令和 5 年 11 月 27 日付障発 1127 第 7 号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添様式 2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付してください。その上で、次の事項について記載してください。
 - (1) 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期、その後の相談の頻度等
 - (2) 地域援助事業者の紹介の有無、紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 - (3) 医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等
- 7 家族等の氏名欄は、親権者が両親である場合は、原則としてその双方の氏名を記載してください。
- 8 家族等の住所欄は、親権者が両親であつてその住所が異なる場合は、その双方の住所を記載してください。
- 9 法第 33 条第 8 項の規定により、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第 33 条第 8 項の規定により家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れてください。この場合、同意書の添付は不要です。ただし、法第 33 条第 6 項の規定による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、次のいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意してください。
 - (1) 法第 5 条第 2 項に規定する家族等に該当しなくなつたとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 意思を表示できないとき。
 また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録（直近 2 件）の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近 2 回の連絡を取つた際の年月日及び手段について記載してください。（通知をした家族等が親権者である両親の場合は、そのいずれかと直近 2 回の連絡を取つた際の年月日及び手段について記載してください。）
- 10 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第 33 条第 8 項の規定による同意を得たものとみなさないことに留意してください。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲んでください。

第 6 号様式（第 5 条関係）

（その 1） 医療保護入院に関する家族等同意書

1 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人に関する事項

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日

2 医療保護入院の同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
本人との関係		
1 配偶者 2 父母（親権者で ある・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日）		
なお、次のいずれにも該当しないことを申し添えます。 ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免じられた法定代理人、保佐人、補助人、③患者に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待）を行っている者、④精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、⑤未成年者		

※ 親権者が両親である場合は、原則として両親とも署名の上記載してください。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1 の者を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者 様

年 月 日

同意者の氏名

同意者の氏名（親権者が両親の場合）

(その2) 医療保護入院に関する市町村長同意書

年 月 日

病院管理者 様

市町村長

下記の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 2 項の規定により貴病院に入院させることに同意します。

記

居 住 地 (又は現在地)

氏 名

生年月日

第 7 号様式（第 5 条関係）

（その 1） 医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書

1 医療保護入院期間の更新に関する同意の対象となる精神障害者本人に関する事項

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日

2 医療保護入院期間の更新に関する同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

本人との関係

- 1 配偶者 2 父母（親権者で ある・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等
5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（ ）
（選任年月日 年 月 日）

なお、次のいずれにも該当しないことを申し添えます。

- ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免じられた法定代理人、保佐人、補助人、③患者に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待）を行つている者、④精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、⑤未成年者

※ 親権者が両親である場合は、原則として両親とも署名の上記載してください。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者の貴病院への入院期間を更新させることに同意します。

病院管理者 様

年 月 日

同意者の氏名

同意者の氏名（親権者が両親の場合）

(その2) 医療保護入院期間の更新に関する市町村長同意書

年 月 日

病院管理者 様

市町村長

下記の者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 6 項の規定により入院期間を更新することに
同意します。

記

居 住 地 (又は現在地)

氏 名

生年月日

第 8 号様式（第 5 条関係）

医 療 保 護 入 院 者 の 退 院 届

年 月 日

京都府知事 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

次のとおり医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2の規定により届け出ます。

医 療 保 護 入 院 者	フリガナ 氏 名	----- (男・女)		生年 月 日	年 月 日 (満 生 歳)
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
入 院 年 月 日 (医 療 保 護 入 院)	年 月 日				
退 院 年 月 日	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害		2 従たる精神障害		3 身体合併症
	ICD カテゴリー ()		ICD カテゴリー ()		
退 院 後 の 処 置	1 入院継続 (任意入院・措置入院・他科) 2 通院医療 3 転医 4 死亡 5 その他 ()				
退 院 後 の 帰 住 先	1 自宅 (i 家族と同居 ii 単身) 2 施設 3 その他 ()				
帰 住 先 の 住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
訪 問 指 導 等 に 関 す る 意 見	-----				
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 の 活 用 に 関 す る 意 見	-----				
主 治 医 氏 名					

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 入院年月日の欄は、法第33条第1項又は第2項の規定による医療保護入院の年月日を記載してください。
- 2 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲んでください。

第 9 号様式（第 5 条関係）

1 応急入院届

年 月 日

京都府知事 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

次のとおり応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

応 急 入 院 者	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日生 (満 歳)
	氏 名	(男・女)		
	住 所	都 道 府 県	郡 市 区	町 村 区
依 頼 を し た 者 の 入 院 者 と の 関 係				
入 院 年 月 日	年 月 日 (午前・午後 時)			
法 第 3 4 条 の 規 定 に よ る 移 送 の 有 無	あり なし			
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICDカテゴリー ()	ICDカテゴリー ()		
応急入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載してください。 (特定医師の診察により入院した場合は、特定医師の採った措置の妥当性について記載してください。)				
病 状 又 は 状 態 像 の 概 要				

応 急 入 院 を 採 っ た 理 由 〔家族等の同意を得ることの できなかつた理由を含め、 応急入院を採った理由につ いて記載してください。〕	
入 院 を 必 要 と 認 め た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 太線内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載してください。ただし、法第34条の規定による移送が行われた場合は、この欄に記載する必要はありません。
- 2 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名してください。

2 特定医師による応急入院届(法第33条の6第2項)

年 月 日

京都府知事 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

次のとおり特定医師の診察の結果、応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

応 急 入 院 者	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日生 (満 歳)
	氏 名	(男・女)		
	住 所	都 道 府 県	郡 市 区	町 村 区
依 頼 を し た 者 の 入 院 者 と の 関 係				
入 院 年 月 日	年 月 日 (午前・午後 時)			
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症	
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載してください。〕	(陳述者氏名 続柄)			
応急入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載してください。〕				
初 回 入 院 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (入院形態)			
前 回 入 院 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (入院形態)			
初回から前回までの入院回数	計 回			

＜現在の精神症状＞	I	意識	1 意識混濁	2 せん妄	3 もうろう	4 その他 ()	
	II	知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)					
	III	記憶	1 記銘障害	2 見当識障害	3 健忘	4 その他 ()	
	IV	知覚	1 幻聴	2 幻視	3 その他 ()		
	V	思考	1 妄想	2 思考途絶	3 連合弛緩	4 減裂思考	5 思考奔逸
			6 思考制止	7 強迫観念	8 その他 ()		
	VI	感情・情動	1 感情平板化	2 抑うつ気分	3 高揚気分	4 感情失禁	
			5 焦燥・激越	6 易怒性・被刺激性亢進	7 その他 ()		
	VII	意欲	1 衝動行為	2 行為心迫	3 興奮	4 昏迷	5 精神運動制止
			6 無為・無関心	7 その他 ()			
	VIII	自我意識	1 離人感	2 させられ体験	3 解離	4 その他 ()	
	IX	食行動	1 拒食	2 過食	3 異食	4 その他 ()	

＜その他重要な症状＞

1 てんかん発作	2 自殺念慮	3 物質依存 ()
4 その他 ()		

＜問題行動等＞ 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他（ ）

＜現在の状態像＞

1 幻覚妄想状態	2 精神運動興奮状態	3 昏迷状態
4 統合失調症等残遺状態	5 抑うつ状態	6 躁 ^{そう} 状態
7 せん妄状態	8 もうろう状態	9 認知症状態
10 その他（		

応急入院を採った理由
〔家族等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、
応急入院を採った理由について記載してください。〕

入院を必要と認めた
特定医師氏名

署名

確 認 し た
精 神 保 健 指 定 医 氏 名

署名

診察
日時

年 月 日
(午前・午後 時)

精神保健指定医が入院措置
は必要ないと判断した場合
は、その理由

事後審査委員会意見

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 太線内は、特定医師の診察に基づいて記載してください。
- 2 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所及び他の病院での受診歴についても聴取して記載してください。
- 3 平成20年3月31日以前に神経科と広告していた診療科における受診歴を精神科受診歴等を含めて記載してください。
- 4 初回入院期間及び前回入院期間の欄は、他の病院での入院歴・入院形態についても聴取して記載してください。
- 5 現在までの精神症状、その他重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に発生が認められたものについて、主として最近のそれに重点を置いて記載してください。
- 6 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名してください。
- 7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名してください。
- 8 事後審査委員会意見の欄は、知事への届出時点では記載する必要はありませんが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載してください。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲んでください。

第10号様式（第 5 条の 2 関係）

措置入院者の定期病状報告書

年 月 日

京都府知事 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

次のとおり措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の 2 第 1 項の規定により報告します。

措 置 入 院 者	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日生 (満 歳)
	氏 名	(男・女)			
	住 所	都 道 府 県	郡 市 区	町 村 区	
措 置 年 月 日	年 月 日		今 回 の 入 院 年 月 日	年 月 日	
			入 院 形 態		
前 回 の 定 期 報 告 年 月 日	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()		2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()		3 身体合併症
過去 6 箇月間（措置入院後 3 箇月の場合は 3 箇月間）の仮退院の実績	計 回 延日数 日				
過去 6 箇月間（措置入院後 3 箇月の場合は 3 箇月間）の治療の内容とその結果 〔問題行動を中心として記載してください。〕					
今後の治療方針（再発防止への対応を含む。）					
処遇、看護及び指導の現状	隔 離	i 多用 ii 時々 iii ほとんど不要			
	注 意 必 要 度	i 常に厳重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要			
	日 常 生 活 の 介 助 指 導 必 要 性	i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他()			
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について)	選任された退院後生活環境相談員 () 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ()				

重大な問題行動 (Aはこれまでに発生が認められた、Bは今後発生するおそれのある問題行動)			現在の精神症状、その他重要な症状、問題行動等、現在の状態像
1 殺人	A	B	<現在の精神症状> I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 () <その他重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 () <問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 () <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
2 放火	A	B	
3 強盗	A	B	
4 不同意性交罪	A	B	
5 不同意わいせつ	A	B	
6 傷害	A	B	
7 暴行	A	B	
8 恐喝	A	B	
9 脅迫	A	B	
10 窃盗	A	B	
11 器物損壊	A	B	
12 弄火又は失火	A	B	
13 家宅侵入	A	B	
14 詐欺等の経済的な問題行動	A	B	
15 自殺企図	A	B	
16 自傷	A	B	
17 その他 ()	A	B	
診 察 時 の 特 記 事 項			
本 報 告 に 係 る 診 察 年 月 日		年 月 日	
診 察 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名		署名	
審 査 会 意 見			
京 都 府 の 措 置			

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 太線内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載してください。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載してください。（特定医師の診察により入院する場合は、「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載してください。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載してください。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所及び他の病院での受診歴についても聴取して記載してください。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回の報告書の写しを添付することで記載に代えることができますが、新たに判明した事実がある場合には追加で記載してください。
- 5 平成20年3月31日以前に神経科と広告していた診療科における受診歴を精神科受診歴等を含めて記載してください。
- 6 初回入院期間及び前回入院期間の欄は、他の病院での入院歴・入院形態についても聴取して記載してください。
- 7 重大な問題行動の欄のAにはこれまでに発生が認められた問題行動を、Bには今後発生するおそれのある問題行動を記載しています。該当する全ての算用数字及びアルファベットを○で囲んでください。
- 8 現在までの精神症状、その他重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に発生が認められたものについて、主として最近のそれに重点を置いて記載してください。
- 9 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載してください。
- 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名してください。
- 11 退院に向けた取組の状況の欄は、退院後生活環境相談員との最初の相談を行つた時期、その後の相談の頻度等、地域援助事業者の紹介の有無、紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載してください。
- 12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲んでください。

別記第14号様式を削る。

別記第13号様式中「第 号
年 月 日」を削り、

「下記のとおり仮退院させたいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の規定により申請します。」を
記

「次のとおり仮退院させたいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の規定により申請します。」に、「保護者」を「家族等又は現に保護の任に当たっている者」に、「続柄」を「本人との続柄」に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第12号様式中

「下記の者が無断退去しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第39条の規定により依頼します。」を
記

「次の者が無断退去しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第39条の規定により依頼します。」に、「ごろ」を「頃」に、「保護者又はこれに準じる者」を「家族等又は現に保護の任に当たっている者」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第11号様式中

「下記のとおり精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の4の規定により退院等を請求します。」を
記

「次のとおり精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の4の規定により退院等を請求します。」に、「保護者（保護者又は現に保護している者）」を「家族等又は現に保護の任に当たっている者」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

別記第10号様式の次に次の1様式を加える。

第11号様式（第 5 条の 2 関係）

任意入院者の定期病状報告書

年 月 日

京都府知事 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

次のとおり任意入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の 2 第 2 項の規定により報告します。

任 意 入 院 者	フリガナ			生 年	年 月 日生 (満 歳)
	氏 名	(男・女)		月 日	
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
任 意 入 院 年 月 日 (法第20条の規定による入院)	年 月 日	今回の入院 年 月 日	年 月 日		
		入 院 形 態			
前回の定期報告年月	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー ()	ICDカテゴリー ()			
過去12箇月間の治療の内容とその結果を記載してください。 (過去12箇月間の病状又は状態像の経過の概要及び過去12箇月間に行動制限が行われた際のその必要性について)					
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向				
任意入院継続の必要性 (通院に変更ができない理由について具体的に記載してください。)					
今 後 の 治 療 方 針					

<現在の精神症状> I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()	
<その他重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()	
<問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()	
<現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()	
本報告に係る診察年月日 年 月 日	
診断した主治医氏名	署名
審査会意見	
京都府の措置	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 太線内は、主治医の診察に基づいて記載してください。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載してください。（特定医師の診察により入院する場合は、「第33条第 1 項・第 3 項入院」、「第33条第 2 項・第 3 項入院」又は「第33条の 6 第 2 項入院」と記載してください。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載してください。
- 3 入院後の診察により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により 1 年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載してください。
- 4 入院時より 6 箇月の間に開放処遇が制限された者の 6 箇月経過時の報告においては、「過去12箇月間」とあるのは「過去 6 箇月間」と読み替えて記載してください。
- 5 現在の精神症状、その他重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に発生が認められたものについて、主として最近のそれに重点を置いて記載してください。
- 6 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名してください。
- 7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲んでください。

別記第15号様式を次のように改める。

第15号様式（第8条の2 関係）

障害者手帳申請書

京都府知事 様

年 月 日

私は、次の事項について申請（届出）をします。（申請項目を○で囲んでください。）

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の（新規交付・更新・障害等級変更）による手帳交付
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第4項の規定による都道府県間の住所変更による届出

申 請 者 (本 人)	フリガナ											年 月 日生					
	氏 名																
	住 所	(〒 —)										※コード					
	個人番号																
家族等の連絡先 ※ 申請者が18歳未満の場合に記載してください。	フリガナ											本人との続柄 (○印)			父 母 兄弟姉妹 祖父母 未成年後見人 その他 ()		
	氏 名																
	住 所	(〒 —)										※コード					
	電話	()															
添 付 書 類 (添付する書類を○で囲んでください。)	ア 医師の診断書（手帳用）（診断書内容の確認が必要な場合、京都府から医療機関に直接問い合わせます。）																
	イ 年金証書・特別障害給付金受給資格者証等の写し (級) ウ 同意書																
	国民、厚生年金——基礎年金番号 年金コード																
	各共済組合——年金証書記号番号 (左詰め)																
	特別障害給付金——受給資格者証番号																
エ 写真 (縦4cm×横3cm)																	
既存の手帳	有効期限	年 月 日			手帳番号											等級	級
申請書を提出する者 (本人の場合は、不要)	氏名				本人との関係				住所			電話 ()					
※市町村受付				※市町村進達日				※備考			(転入日:)						

- 注 1 手帳の新規交付、更新及び障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として、「医師の診断書」、「障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込（支払）通知書の写し」又は「特別障害給付金受給資格者証（特別障害者給付金支給決定通知書）及び直近の国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）の写し」が必要です。
- 2 年金証書等の写し又は特別障害給付金受給資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために日本年金機構又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。
- 3 写真（縦4cm×横3cm）は、脱帽（申請者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合は、その認められた状態）、正面・無背景で上半身を1年以内に撮影したものとしてください。

- 4 個人番号の記載がない場合、補記する場合があります。
- 5 ※の欄は記載しないでください。

別記第17号様式中「精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届・再交付申請書」を「障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書」に改め、「(○印)」を削り、「します。」の右に「(申請項目を○で囲んでください。)」を加え、同様式を別記第18号様式とする。

別記第16号様式中「精神障害者保健福祉手帳返還届」を「障害者手帳返還届」に、
「下記のとおり精神障害者保健福祉手帳を返還します。」を「次のとおり精神障害者保健福祉手帳を返還します。」
記」

に改め、同様式を別記第17号様式とする。

別記第15号様式の次に次の 1 様式を加える。

第16号様式（第 8 条の 2 関係）

診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

フリガナ				年	月	日生（	歳）
氏 名							
住 所	京都府						
1 病 名	（ICDコードは、右の病名と対応するF00からF99まで、G40のいずれかを記載してください。）						
	(1) 主たる精神障害			ICDコード（			
	(2) 従たる精神障害			ICDコード（			
	(3) 身体合併症			身体障害者手帳（有・無、種別 級）			
2 初診年月日	主たる精神障害の初診年月日			年	月	日	
	診断書作成医療機関の初診年月日			年	月	日	
3 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容（推定発症年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容等を記載してください。）	（推定発病時期 年 月頃） 器質性精神障害（認知症を除く。）の場合、発症の原因となつた疾患名とその発症年月（疾患名 年 月頃）						
4 現在の病状、状態像等 （おおむね過去 2 年間に認められたもの及び今後 2 年間に予想されるものを含め、該当する項目を○で囲んでください。）							
(1) 抑うつ状態	1 思考・運動抑制	2 易刺激性、興奮	3 憂うつ気分	4 その他（			
(2) 躁状態	1 行為心迫	2 多弁	3 感情高揚・易刺激性	4 その他（			
(3) 幻覚妄想状態	1 幻覚	2 妄想	3 その他（				
(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態	1 興奮	2 昏迷	3 拒絶	4 その他（			
(5) 統合失調症等残遺状態	1 自閉	2 感情平板化	3 意欲の減退	4 その他（			
(6) 情動及び行動の障害	1 爆発性	2 暴力・衝動行為	3 多動	4 食行動の異常			
(7) 不安及び不穏	5 チック・汚言	6 その他（					
(8) てんかん発作等（けいれん及び意識障害）	1 強度の不安・恐怖感	2 強迫体験	3 心的外傷に関連する症状				
(9) 精神作用物質の乱用及び依存等	4 解離・転換症状	5 その他（					
(10) 知能・記憶・学習・注意の障害	1 てんかん発作※	発作型（					
	2 てんかん以外のけいれん	3 意識障害	4 その他（				
	5 アルコール	2 覚醒剤	3 有機溶剤	4 その他（			
	ア 乱用	イ 依存	ウ 残遺性・遅発性精神病性障害	エ その他（			
	現在の精神作用物質の使用 有・無（不使用の場合、その期間 年 月から）						
	1 知的障害（精神遅滞）	ア 軽度	イ 中等度	ウ 重度	療育手帳（有・無、等級等		
	2 認知症	ア 軽度	イ 中等度	ウ 重度			
	3 その他の記憶障害（						
	4 学習の困難	ア 読み	イ 書き	ウ 算数	エ その他（		
	5 遂行機能障害						
	6 注意障害	7 その他（					
(11) 広汎性発達障害関連症状	1 相互的な社会関係の質的障害						
	2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害						
	3 限定した常同的で反復的な関心と活動						
	4 その他（						
(12) その他	（						
5 「4 現在の病状、状態像等」の具体的程度、症状、検査所見等							

(検査所見：検査名、検査結果、検査時期)

※ てんかん発作の場合は、該当するもの全てを○で囲み、頻度、最終発作を記載してください。

- ア 意識障害はないが、随意運動が失われる発作 頻度 () 最終発作 (年 月 日)
 イ 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作 頻度 () 最終発作 (年 月 日)
 ウ 意識障害の有無を問わず、転倒する発作 頻度 () 最終発作 (年 月 日)
 エ 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作 頻度 () 最終発作 (年 月 日)

6 生活能力の状態

(保護的環境ではなく、例えばアパート等で単身生活を行つた場合を想定して判断してください。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断してください。)

(1)現在の生活環境(該当するもの一つを○で囲んでください。)

入院・入所(施設名) ・在宅(ア 単身・イ 家族等と同居) ・その他()

(2)日常生活能力の判定(該当するもの一つを○で囲んでください。)

- ア 適切な食事摂取 自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 イ 身の清潔保持、規則正しい生活 自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 ウ 金銭管理と買物 適切にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 エ 通院と服薬(双方とも不要の場合「不要」に○印)
 ・ 要 適切にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 ・ 不要
 オ 他人との意思伝達・対人関係 適切にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 カ 身の安全保持・危機対応 適切にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 キ 社会的手続や公共施設の利用 適切にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 ク 趣味・娯楽への関心、文化的社会活動への参加 適切にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(3)日常生活能力の程度(該当する記号一つを○で囲んでください。)

- ア 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
 イ 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
 ウ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
 エ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
 オ 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

7 「6 生活能力の状態」の具体的程度、状態等

8 現在の障害福祉等のサービスの利用状況

(自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護等について記載してください。)

自立支援医療(精神通院)の申請を同時にする場合は、9から11までについても記載してください。

9 現在の治療内容

- (1)投薬内容(自立支援医療(精神通院)の対象となる薬剤名を記載ください。投薬がない場合は投薬なしと記載してください。)
 (2)精神療法等(通院精神療法、認知行動療法、集団精神療法、精神科作業療法、てんかん指導等を記載してください。)
 (3)精神科デイ・ケア(ショート・ケアを含む。)指示 有・無
 (4)精神科訪問看護指示 有・無

10 今後の治療方針及び治療目標

11 「重度かつ継続」に関する意見(ICDコードF00からF39まで、G40以外の場合、該当するものを○で囲んでください。)

重度かつ継続 該当する・該当しない
 医師の経歴 精神保健指定医・3年以上精神医療従事経験あり

12 備考

上記のとおり、診断します。

年 月 日（「2初診年月日」欄の「主たる精神障害の初診年月日」から6箇月以上経過した日付のものに限ります。）

医療機関の名称

診療担当科名

所在地・電話番号

医師氏名

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

告 示

京都府告示第617号

京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）第29条の2第2項の規定により、次の者に対する寄附金を寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定した。

令和 6 年12月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

寄附金を受け る者の名称及 び所在地	寄附金を受け る者が府内に 有する事務所 の所在地	寄附金の目的 及び使途	指定の有効期 間
社会福祉法人 こころの家族 堺市南区檜尾 3360の12	京都市南区東 九条南松ノ木 町47	当該法人の主 たる目的であ る業務に充て るための費用	令和 6 年 1 月 1 日から令和 10年12月31日 まで

京都府告示第618号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測

量（令和 6 年京都府告示第368号）が令和 6 年 9 月30日終了した旨測量計画機関の長である八木駅西土地区画整理組合理事長から通知があった。

令和 6 年12月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

南丹市八木町八木大狩代の一部、八木北所の一部、八木野條の一部、八木上野の一部、八木東久保の一部、八木杉ノ前の一部及び八木東所の一部

京都府告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 6 年12月20日から令和 7 年 1 月 6 日まで縦覧に供する。

令和 6 年12月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 372号
- (3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
亀岡市安町野々神20の5から	前	最小 18.5 ^m 最大 20.8	48.0
亀岡市安町小屋場55の11まで	後	最小 20.7 最大 20.8	

(4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

2(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路 線 名 423号

(3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
亀岡市安町小屋場55の11(右)から	前	最小 18.5 ^m 最大 20.8	48.0
亀岡市安町野々神20の5(右)まで	後	最小 20.7 最大 20.8	

(4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

3(1) 道路の種類 府道

(2) 路 線 名 西京高槻線

(3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
向日市寺戸町中ノ段19の7から	前	最小 10.3 ^m 最大 11.1	56.3
向日市寺戸町中ノ段18の7まで	後	最小 15.0 最大 15.0	

(4) 縦 覧 場 所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

4(1) 道路の種類 府道

(2) 路 線 名 東掛小林線

(3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
亀岡市葺田野町太田藪ノ後17の1から	前	最小 7.6 ^m 最大 8.6	95.6
亀岡市葺田野町太田藪ノ後17の1まで	後	最小 8.4 最大 9.5	

(4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年12月20日から令和7年1月6日まで縦覧に供する。

令和6年12月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路 線 名 372号

(3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
亀岡市安町野々神20の5から 亀岡市安町小屋場55の11まで	令和6年12月20日

(4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

2(1) 道路の種類 府道

(2) 路 線 名 西京高槻線

(3) 供用開始の区間及び予定日

区 間	予 定 日
向日市寺戸町北前田14の13から 向日市寺戸町北前田14の6まで	令和6年12月25日

(4) 縦 覧 場 所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

3(1) 道路の種類 府道

(2) 路 線 名 向日善峰線

(3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
長岡京市井ノ内上東ノ口22から 長岡京市井ノ内上東ノ口23まで	令和6年12月20日

(4) 縦 覧 場 所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

4(1) 道路の種類 府道

(2) 路 線 名 東掛小林線

(3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
亀岡市稗田野町太田薮ノ後17の1 から 亀岡市稗田野町太田薮ノ後17の1 ま で	令和 6 年12月20日

(4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府
建設交通部道路管理課

京都府告示第621号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 8 項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。
おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和 6 年12月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成 27 年京都府告示 第 172 号	西岡町 A（ほ 1142-1）	福知山市駅南町（西 岡町）	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所

3 閲覧場所 福知山市役所

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和 6 年12月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

令和 7 年度複写サービスに係る基本契約（70枚／分以上機、60枚／分以上機、40枚／分以上機、フル

カラー20枚／分以上機、フルカラー45枚／分以上機、フルカラー65枚／以上機）

(2) 仕様等

入札説明書及び令和 7 年度複写サービス仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

ア 70枚／分以上機、60枚／分以上機、40枚／分以上機

令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

イ フルカラー20枚／分以上機、フルカラー45枚／分以上機、フルカラー65枚／以上機

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

(4) 履行場所

仕様書で示す京都府の各機関（本庁及び地方機関）

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5429

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和 6 年12月20日 (金) から令和 7 年 1 月22日 (水) まで (日曜日、土曜日、祝日、令和 6 年12月30日、令和 6 年12月31日、令和 7 年 1 月 2 日及び令和 7 年 1 月 3 日を除く。) の午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間 (正午から午後 1 時までの間を除く。) に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 6 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示 (令和 6 年京都府告示第 2 号) に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「文具・事務機器類」—小分類「文房具・事務機器」

(3) 4 の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法人又は公立大学法人と直接締結した契約において、平成22年度以降に同種のほぼ同規模の業務を完了した実績を有すること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料 (以下「申請書等」という。) を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2 の(2)の ア に同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者 (以下「電子入札者」という。) は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明 (当該案件の「案件に参加する」をクリック) をもって提出したも

のとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者 (以下「紙入札者」という。) は、(1)の期間内に、2 の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送 ((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。) により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3 の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2 の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和 7 年 1 月10日 (金) 午後 5 時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和 7 年 2 月 3 日 (月) 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで及び令和 7 年 2 月 4 日 (火) 午前 8 時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和 7 年 2 月 3 日 (月) 午後 5 時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和 7 年 2 月 4 日 (火) 午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送 (郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。) により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定

する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1 の(1)に示す複写サービス料金 1 枚当たりの単価(小数点以下第 2 位まで)及び契約期間を通じての総額の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3 に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に 2 以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人の ID 又はパスワードを使用しての入札を含む。)をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人の ID 又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札

決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金
免除する。

7 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の 5 相当額の違約金を徴収する。

8 その他
(1) 1 から 7 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成 8 年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

9 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

Basic contract for fiscal year 2025 for copying service

Copy machine-type for copying more than 70 sheets per minute

Copy machine-type for copying more than 60 sheets per minute

Copy machine-type for copying more than 40 sheets per minute

Color copy machine-type for copying more than 65 sheets per minute

Color copy machine-type for copying more than 45 sheets per minute

Color copy machine-type for copying more than 20 sheets per minute

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, December 20, 2024 to Wednesday, January 22, 2025 (except for Sundays, Saturdays, Public holiday, December 30, 2024, December 31, 2024, January 2, 2025 and January 3, 2025)

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, February 3, 2025 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Tuesday, February 4, 2025

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Monday, February 3, 2025

(6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Tuesday, February 4, 2025

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department
of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により八幡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和 6 年12月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタームサシ八幡店

八幡市欽明台北 3 番地 1 及び 3

2 届出者の名称及び住所

アークランズ株式会社

三条市上須頃445番地

3 意見の対象となった届出及び届出日

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による変更の届出

令和 6 年 7 月22日

4 意見の概要

(1) 通学路に近いため、関係車両に対し、児童生徒の登下校の安全対策について十分指導すること。また、八幡市立美濃山小学校及び八幡市立男山東中学校と相談すること。

(2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）及び京都府環境を守り育てる条例（以下「条例」という。）に基づく届出対象施設である送風機、室外機等の数等を変更する場合は、法第 8 条及び条例第41条第 2 項の規定により、工事開始の30日前ま

でに届け出ること。

(3) 操業にあたり関係諸法令を遵守、環境保全に留意し、公害防止に努めること。

5 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

6 縦覧期間

令和 6 年12月20日から令和 7 年 1 月20日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 6 年12月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

京田辺市興戸川原谷61の一部、130、興戸地藏谷 1 の一部、興戸南鉾立97の 7、多々羅谷奥20、多々羅中垣内 9 の 2、多々羅都谷 1 の 3、多々羅七瀬川 4 の 2、多々羅新宮前 1 の一部、多々羅下司 6 の 1、普賢寺観音谷11の 5、普賢寺下司 1 の 1

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601

学校法人同志社

2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

宇治市広野町東裏110の 1

（関連区域）

宇治市広野町東裏110の 2、110の 3、111の21の一部、111の23の一部、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

宇治市広野町西裏38の 3

株式会社穂高住販

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和 6 年12月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項 (1) 調達の名称及び数量 ア 桂川右岸流域下水道洛西浄化センターで使用する電力調達 一式 イ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターで使用する電力調達 一式 ウ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センターで使用する電力調達 一式 (2) 調達物品の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり (3) 調達施設及び調達期間 ア (1)のアに係る調達 洛西浄化センター 長岡京市勝竜寺樋ノ口1 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで イ (1)のイに係る調達 (ア) 木津川上流浄化センター 相楽郡精華町大字下狛小字棕ノ木97番地 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (イ) 相楽中継ポンプ場 木津川市相楽高下4番地9 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ウ (1)のウに係る調達 (ア) 宮津湾浄化センター 宮津市字獅子10番地 令和7年4月9日から令和8年4月8日まで (イ) 獅子崎中継ポンプ場 宮津市字獅子崎小字大苗代195番4 令和7年4月8日から令和8年4月7日まで (ウ) 鶴賀中継ポンプ場 宮津市字鶴賀2158番7 令和7年4月2日から令和8年4月1日まで (エ) 須津中継ポンプ場 宮津市字須津小字大藪濱1967番1 令和7年4月17日から令和8年4月16日まで (オ) 四辻中継ポンプ場 与謝郡与謝野町字四辻小字青田630番2 令和7年4月11日から令和8年4月10日まで (カ) 堂谷中継ポンプ場 与謝郡与謝野町字石川小字桐ヶ鼻41番3 令和7年4月22日から令和8年4月21日まで (4) 契約期間 契約日からそれぞれの調達期間の末日までを契約期間とする。 なお、契約日からそれぞれの調達期間の開始日前日までを準備期間とする。 2 契約条項を示す場所等 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部入札課	電話番号 (075) 414-5442 ファクシミリ番号 (075) 414-5450 (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1 京都府流域下水道事務所総務課 電話番号 (075) 954-1877 (3) 入札説明書及び仕様書の交付期間等 ア 交付期間 令和6年12月20日(金)から令和7年1月10日(金)まで(日曜日、土曜日、祝日、令和6年12月30日、令和6年12月31日、令和7年1月2日及び令和7年1月3日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで イ 入手方法 (ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。 (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間(正午から午後1時までの間を除く。)に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。 3 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和6年京都府告示第2号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。 大分類「燃料類」一小分類「電力」 (3) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第6条第1項の規定により、令和6年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。 (4) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。 (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。 (6) 入札に参加しようとする調達施設に要する電力量の供給を昼夜を問わず行うために十分な電源を確保している者であること。 (7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、供給約款等が整備されている者であること。 4 入札参加資格の確認手続 入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けな
---	--

ればならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(3)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものととする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 提出書類

提出書類の詳細は、入札説明書による。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認結果については、別途通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ「特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の随時受付について」（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和 6 年12月25日（水）午後 5 時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3の(3)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課企画調整係

電話番号（075）414-4654

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」（<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyoy2023.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和 6 年12月25日（水）午後 5 時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和 7 年 1 月21日（火）午前 8 時30分から午後 5 時15分まで及び令和 7 年 1 月22日（水）午前 8 時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和 7 年 1 月21日（火）午後 5 時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和 7 年 1 月22日（水）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

なお、入札書は、1の(1)のア、イ又はウのそれぞれについて提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のア、イ又はウのそれぞれの電力調達一式の総額の金額とし、電力

の供給に必要な一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、一旦入札書を電子調達システムにより提出し、又は持参により提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（紙入札者にあつては、(1)のウの(ア)の場所に提出するまでをいう。）は入札を辞退することができる。この場合、電子入札者は、電子調達システムへの入札辞退届の登録を行うこととし、紙入札者は、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を(1)のウの(ア)の提出先へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のし

た入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(9) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

6 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7 契約書作成の要否

要する。

8 入札保証金

免除する。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 その他

(1) 1から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 令和7年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき電気料金が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(5) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を

講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (6) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

12 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
 - a. Supply of electricity for Rakusai Wastewater Treatment Plant.
 - b. Supply of electricity for Kizu River Upstream Wastewater Treatment Plant, etc.
 - c. Supply of electricity for Miyazu Bay Wastewater Treatment Plant, etc.
- (2) Bidding method
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM on Friday, December 20, 2024 to 5:15 PM on Friday, January 10, 2025
- (4) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Tuesday, January 21, 2025 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Wednesday, January 22, 2025
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by mail
5:00 PM on Tuesday, January 21, 2025
- (6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Wednesday, January 22, 2025
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450

監 査 委 員

6 年監査公表第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 9 項の規定により、令和 6 年度に京都府監査基準に準拠し、執行した監査の結果（令和 6 年11月29日監査委員会議決定分）を次のとおり公表する。

令和 6 年12月20日

京都府監査委員	四 方	源太郎
同	田 中	美貴子
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

1 監査の種類、実施方法等

(1) 種類、対象

① 財務監査

令和 5 年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

② 工事監査

令和 5 年度に完成した重要構造物、防災、耐震化・長寿命化等の大規模工事から選定した箇所における工事に関する事務の執行

③ 行政監査

令和 5 年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の事務の執行

④ 財政的援助団体等監査

京都府が次のアからウまでのとおり、財政的援助を与えているものの出納その他当該財政的援助に係る事務の執行

ア 出資団体（資本金、基本金等の 4 分の 1 以上を出資している団体）

イ 公の施設の指定管理者

ウ 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を与えている団体）

(2) 実施方法

監査委員が監査対象機関等に対し、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者と意見交換する「実地監査」及び監査委員事務局職員による事前調査の結果に基づき審査を行う「書面監査」により実施する。

(3) 実施方針

実施方針は、次の 5 点とする。

なお、1 項目を重点項目に設定する。

① 合规性・正確性の確保

② 共通的課題・3 E（経済性・効率性・有効性）の観点の重視

③ 内部統制制度を踏まえた監査

④ 機動力と効率性の高い監査実務の執行

⑤ 監査結果の実効性の確保

＜重点項目＞

各所属における内部統制の取組状況

2 監査の実施状況

京都府監査実施要領及び令和 6 年度監査計画に基づき、令和 6 年 8 月から令和 6 年11月にかけて、次のとおり実施した。

- ・ 知事部局20箇所、教育委員会 7 箇所、警察本部 4 箇所の計31箇所及び工事の執行 3 箇所

また、本庁分の会計事務に係る月例点検（令和 6 年10月から令和 6 年11月）を実施した。

おって、実施機関名等、実地監査日等の詳細は、別表のとおりである。

3 監査の結果

(1) 監査結果の概要

令和 6 年10月31日から令和 6 年11月29日までの監査委員会議において、指摘事項 3 件を、次のとおり決定した。

- ・ 指摘事項

支出関係 1 件（タクシーチケットに係る支払漏れ及び管理不適正）

契約関係 1 件（一体的な工事を複数の随意契約により短期間に発注）

財産関係 1 件（行政財産使用料の過大徴収）

- ・ 要望事項

今回なし

(注) 監査結果の区分は、次のとおりである。

「指摘」とは、次のいずれかに該当する事項で、是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反していると認められる事項
- ② 損害が生じていると認められる事項
- ③ 事務の執行が適正を欠くと認められる事項
- ④ 前回の指摘事項等について適切な措置がされていないと認められる事項

「要望」とは、次のいずれかに該当する事項で、改善の要望を行うもの

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要であると認められる事項
- ② 事務の執行について、改善が必要であると認められる事項

(2) 指摘事項の内容

内容等		監査対象機関
支出	タクシーチケットに係る使用料の支払漏れ及び管理等が適正でないもの	府立南丹高等学校
契約	同一の整備計画に基づく工事が複数の随意契約により短期間に発注されているもの	府有資産活用課
財産	行政財産使用料の算定を誤り過大徴収していたもの	スポーツ振興課

なお、上記より程度が軽微なものうち、特に文書による指導が望ましいものとして 2 件を注意、1 件を検討とした。

(別表)

実施機関名等	実地監査日	事務局調査日
東京事務所	令和 6 年11月 8 日	令和 6 年 9 月 3 日～ 令和 6 年10月31日
農林水産技術センター (丹後農業研究所)	令和 6 年11月14日	令和 6 年 9 月17日
南丹広域振興局	令和 6 年10月 7 日	令和 6 年 9 月10日・ 11日・12日
南丹土地改良事務所		
南丹農業改良普及センター		令和 6 年 9 月12日
南丹保健所		令和 6 年 9 月 5 日・ 6 日
南丹土木事務所	令和 6 年11月27日	令和 6 年 9 月27日、 10月 1 日・2 日・18 日
中丹広域振興局		
中丹土地改良事務所		
中丹東農業改良普及センター		
中丹西農業改良普及センター		令和 6 年10月 4 日
中丹西保健所		
中丹東保健所	令和 6 年11月15日	令和 6 年10月10日
中丹東土木事務所		令和 6 年10月 8 日・ 9 日
中丹西土木事務所		令和 6 年10月 3 日・ 4 日
丹後広域振興局		令和 6 年 9 月 3 日・ 4 日・18日
丹後土地改良事務所		
丹後農業改良普及センター	令和 6 年 9 月18日	令和 6 年 9 月18日
丹後保健所		
丹後土木事務所		令和 6 年 9 月19日・ 20日
南丹教育局	令和 6 年10月 4 日	令和 6 年 9 月17日
府立福知山高等学校・ 附属中学校	令和 6 年11月14日	令和 6 年 9 月 9 日
府立南丹高等学校	令和 6 年10月 4 日	令和 6 年 8 月27日
府立清新高等学校	令和 6 年11月14日	令和 6 年10月17日
府立向日が丘支援学校	令和 6 年10月23日	令和 6 年 9 月27日
府立井手やまぶき支援 学校	令和 6 年10月15日	令和 6 年 9 月13日

府立舞鶴支援学校	令和 6 年11月14日	令和 6 年10月 7 日
亀岡警察署	令和 6 年11月 7 日	令和 6 年 9 月26日
福知山警察署	令和 6 年11月14日	令和 6 年10月24日
南丹警察署		令和 6 年 9 月26日
綾部警察署		令和 6 年10月24日
南丹土木事務所（国道 423 号(法貴バイパス) 防災・安全交付金工事）		令和 6 年 9 月 6 日
丹後土木事務所（小西 川大規模特定河川工事）		令和 6 年 9 月20日
中丹西土木事務所（綾 部大江宮津線(大雲橋) 道路メンテナンス（橋 修）（補正）工事）		令和 6 年10月 4 日
会計事務月例点検 （本庁分）		令和 6 年10月25日
		令和 6 年11月25日